

小笠原レース 2023 実行委員会

2023 年 4 月 18 日

通告 4 帆走指示書の変更

帆走指示書を以下の様に変更する。

- (旧) 11.3 予告信号時のクラス旗は J S A F バージを使用する。
- (新) 11.3 予告信号時のクラス旗は旧 NORC エンサインを使用する。
- (旧) 11.4 スタート海面は、網代崎灯浮標付近とする。
- (新) 11.4 スタート海面は、網代崎灯浮標付近とし、スタート後、網代崎灯浮標を左に見て通過すること。
- (旧) 13.2 フィニッシュする艇はフィニッシュの約 2 時間前に、レース本部を呼び出し、フィニッシュの見込み時刻を連絡すること。
- (新) 13.2 フィニッシュする艇はフィニッシュの約 2 時間前に、衛星トランシーバでレース委員会を呼び出し、フィニッシュの見込み時刻を連絡すること。

(旧) 13.4 艇は自らのフィニッシュ時刻を記録しレース本部にレース報告書と共に報告すること。

(新) 13.4 艇は自らのフィニッシュ時刻を記録し、**フィニッシュ側のレース委員会**にレース報告書と共に報告すること。

(旧) 16.2 抗議は自艇フィニッシュ後8時間またはリタイア後24時間以内に、レース本部に提出しなければならない。

(新) 16.2 抗議は自艇フィニッシュ後8時間またはリタイア後24時間以内に、**フィニッシュ側のレース委員会**に提出しなければならない。

(旧) 16.3 抗議に関わる通告は、抗議受付後なるべく早く公式掲示板に掲示する。審問はフィニッシュ側レース本部において、それぞれ抗議書が受付された順に始める。審問はWEBを併用した審問とする。

(新) 16.3 抗議に関わる通告は、抗議受付後なるべく早く公式掲示板に掲示する。審問は**フィニッシュ側のプロテスト委員会の指定する場所**において、それぞれ抗議書が受付された順に始める。審問はWEBを併用した審問とする。

(旧) 19.1 スタートしない艇およびリタイアする艇は、レース本部まで直ちに連絡しなければならない。

(新) 19.1 スタートしない艇およびリタイアする艇は、**衛星トランシーバ**で**レース委員会**まで直ちに連絡しなければならない。

(旧) 19.3 リタイアした艇は、最初の停泊地に係船するまで、レース本部との通信／通話が可能な状態を維持すること。

(新) 19.3 リタイアした艇は、最初の停泊地に係船するまで、**衛星トランシーバ**で**レース委員会**との通信／通話が可能な状態を維持すること。

(旧) 19.4 リタイアした艇は、最初の停泊地に係船後、速やかにレース本部に帰着連絡すること。

(新) 19.4 リタイアした艇は、最初の停泊地に係船後、速やかに**衛星トランシーバ**で**レース委員会**に帰着連絡すること。

(旧) 20.1 参加申し込み後の乗員の変更については、原則として、4月23日(日)08:00までに書面にてレース本部に提出すること。

(新) 20.1 参加申し込み後の乗員の変更については、原則として、4月23日

(日)08:00までにメールにてレース委員会に提出すること。

(旧) 21.3 トラッキングシステム装置は、フィニッシュ後8時間以内にレース

本部に返却しなければならない。

(新) 21.3 トラッキングシステム装置は、フィニッシュ後8時間以内にフィニ

ッシュ側のレース委員会に返却しなければならない。

(旧) 21.4 レース中、トラッキングシステムに破損等を生じた場合は、すみや

かにレース本部に連絡をしなければならない。

(新) 21.4 レース中、トラッキングシステムに破損等を生じた場合は、すみや

かに衛星トランシーバにてレース委員会に連絡をしなければならない。

26.2 衛星携帯電話（衛星通信トランシーバー）

(6) レース中、レース委員会より貸与される衛星携帯電話に破損等を生じた場

合には、すみやかにレース本部に連絡をしなければならない。

(6) レース中、レース委員会より貸与される衛星携帯電話に破損等を生じた場

合には、すみやかに衛星トランシーバにてレース委員会に連絡をしま

なければならない。

(旧) 27.1 帰着申告書類の提出義務

帰着申告として所定のレース報告書および航跡図に必要事項を記入し、艇長署名の上、フィニッシュ後8時間以内に、レース本部に提出しなければならない。

(新) 27.1 帰着申告書類の提出義務

帰着申告として所定のレース報告書および航跡図に必要事項を記入し、艇長署名の上、フィニッシュ後8時間以内に、フィニッシュ側のレース委員会に提出しなければならない。

(旧) 27.2 リタイア艇の文書提出

リタイア艇は、SI16の規定に沿って義務を果たすとともに、所定のレース報告書および航跡図に必要事項を記入し、艇長署名の上可能な限り速やかにレース本部に提出しなければならない。提出が困難な場合にはメールでの提出を受け付ける。

(新) 27.2 リタイア艇の文書提出

リタイア艇は、SI16の規定に沿って義務を果たすとともに、所定のレ

ース報告書おまび航跡図に必要事項を記入し、艇長署名の上可能な限り速やかにフィニッシュ側のレース委員会に提出しなければならない。提出が困難な場合にはメールでの提出を受け付ける。

(旧) 29.1 各艇からの情報および気象・海象の状況等から判断して、遭難の恐れがあると考えられる場合には、レース本部（実行委員会）は当該艇の緊急連絡先に連絡・協議の上、海上保安庁に搜索の要請を行うことがある。

(新) 29.1 各艇からの情報および気象・海象の状況等から判断して、遭難の恐れがあると考えられる場合には、実行委員会は当該艇の緊急連絡先に連絡・協議の上、海上保安庁に搜索の要請を行うことがある。